

中小企業信用保険法第2条第4項第6号の規定による認定について

<セーフティネット保証制度>

この制度は、取引先等の再生手続等の申請や事業活動の制限、災害、取引金融機関の破綻等により経営の安定に支障を生じている中小企業者について、保証限度額の別枠化等を行う制度です。6号認定とはその中で、破綻金融機関と金融取引を行っていたことにより、借入の減少が生じている中小企業者に対して行われるものです。

	認定の対象・基準	提出書類
第6号	1. 対象 破綻金融機関と金融取引を行っており、適正かつ健全に事業を営んでいるにもかかわらず、金融取引に支障をきたしており、金融取引の正常化を図るため、破綻金融機関等からの借入金の返済を含めた資金調達が必要となっている中小企業者。 2. 基準 破綻金融機関リストに掲載された金融機関との取引が証明でき、借入等に支障をきたしていること。	1. 認定申請書 <u>2通</u> 2. 定款の写し(法人のみ) 3. 直近1期分の決算書の写し (個人は、確定申告書の写し) 4. <u>破綻金融機関との取引が、確認できる資料(受取手形、契約書、裁判所届出資料等)</u>

<注意事項>

◎決算書については、貸借対照表、損益計算書、販売費及び一般管理費明細書、原価報告書、株主資本等変動計算書、個別注記表をご提出ください。

◎6号対象破綻金融機関リストは、中小企業庁のホームページをご確認ください。

* 中小企業庁のホームページ(https://www.chusho.meti.go.jp/kinyu/sefu_net_6gou.html)

◎認定を受けた日から30日以内に信用保証協会に対して、保証の申込みを行うことが必要です。